に必要な能力を開発し、及び向上させるための教育訓練（厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この条において「障害者職業能力開発訓練」という。）の事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスのうち、同条第十三項に規定する就労移行支援若しくは同条第十四項に規定する就労継続支援の事業又は職業能力開発促進法第十五条の七第三項の規定に基づき国又は都道府県が公共職業能力開発施設を設置して行う職業訓練とみなして当該公共職業能力開発施設以外の施設により行われる教育訓練の事業のうち、その事業に要する費用が国の負担によるものを除く。以下この条において同じ。）に関する計画を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主等であること。

ロ　次のいずれかに該当する事業主等であること。

(1)　障害者職業能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の設置又は整備を行う事業主等であること。

(2)　障害者職業能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の更新を行う事業主等であること。

(3)　障害者職業能力開発訓練の事業を行う事業主等であること。

二　次のイからハまでに掲げる事業主等の区分に応じて、それぞれ当該イからハまでに定める額

イ　前号ロ(1)に該当する事業主等　障害者職業能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の設置又は整備に要した費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が五千万円を超えるときは、五千万円）

ロ　前号ロ(2)に該当する事業主等　障害者職業能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の更新に要した費用の額に四分の三を乗じて得た額（その総額が一千万円を超えるときは、一千万円）

ハ　前号ロ(3)に該当する事業主等　次に掲げる額の合計額

(1)　障害者職業能力開発訓練の事業の運営に要した費用の額を当該障害者職業能力開発訓練を受講した障害者の総数で除して得た額（(2)において「一人当たり運営費用額」という。）に四分の三を乗じて得た額（その額が一月につき十六万円を超えるときは、十六万円）に当該障害者職業能力開発訓練を受講した障害者（重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者及び就職が特に困難であると公共職業安定所長が認める障害者（(2)及び(3)において「重度障害者等」という。）を除く。）の数を乗じて得た額

(2)　一人当たり運営費用額に五分の四を乗じて得た額（その額が一月につき十七万円を超えるときは、十七万円）に当該障害者職業能力開発訓練を受講する重度障害者等の数を乗じて得た額

(3)　次のいずれにも該当する者の数に十万円を乗じて得た額

(i)　重度障害者等であつて、当該障害者職業能力開発訓練の受講を修了したもの又は当該障害者職業能力開発訓練が終了する日前に就職したこと、就職することが約されたこと若しくは自営業者となつたことを理由として当該障害者職業能力開発訓練を受講することを取りやめたもの

(ii)　当該障害者職業能力開発訓練を修了した日又は当該障害者職業能力開発訓練を受講することを取りやめた日の翌日から起算して九十日を経過する日までの間に被保険者（日雇労働被保険者を除く。以下この(ii)において同じ。）となつた者、被保険者として雇用することが約された者又は事業主となつた者